

特定非営利活動法人 深谷にぎわい工房 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 深谷にぎわい工房と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を埼玉県深谷市寿町96番地に置く。

(目的)

第3条 本法人は、市民・企業・行政の協働によるまちづくりの中核を担うことを目標とし、まちづくりに関する様々な課題に取り組むことを旨とする。地域社会における住まい、自然、環境、交通、福祉、教育、文化など生活の質の向上と活性化に貢献するため、まちづくりに関する課題の調査・研究や情報受発信、セミナーやイベント等の開催から都市計画等への提言等の活動をする。また市民のまちづくりへの期待や要望の具現化に向けこれをサポートする。本法人は、まちづくり活動に関わる社会教育の推進、福祉の増進を図る活動、文化の振興や環境の保全を図る活動も進めていく。以上をもって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類及び事業に関する事項)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① まちづくりに関する調査及び研究事業
 - ② まちづくりに関する情報受発信事業
 - ③ まちづくりに関する普及事業
 - ④ まちづくりに関する人材育成事業

- ⑤ まちづくりに関するコーディネート事業
- ⑥ 市民のまちづくり活動に対する支援事業
- ⑦ ①から⑥に付随する事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同し、第5条の事業に協力しようとして入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 本法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、第3条に定める本法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、別に総会で定めるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員で本法人を退会しようとするものは、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2

以上の同意を経て、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款、規則または総会の議決に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 本会の運営に支障を及ぼすと認められた行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
 - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、4人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第14条 理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定における監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事会に出席し意見を述べること

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 本法人の事務を処理するため、本法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第19条 本法人に顧問3人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者または本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種別)

第20条 本法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員を選任、解任、報酬、職務
- (6) 会費の額
- (7) 本法人の運営に関する重要な事項
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号の規定に基づき、監事が招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会において、出席した個人正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会において出席した正会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議

決する。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員はその事項について、表決権を行使することはできない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した個人正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、捺印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項に記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

2 本法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分管理する。

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の種類)

第42条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告および決算)

第45条 本法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以

上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届けなければならない。

(解散)

第47条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第48条 本法人は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を受けなければ、合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第49条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第7章 雑則

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、本法人の事業所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(実施細則)

第51条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、本法人の成立した日から施行する。

2 本法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 松本博之

副理事長 大塚博

同 加藤博司

同 柳瀬崇

同 大高一彦

理事 小泉秀樹

同 竹石研二

同 山口達男

同 村山顕人

同 片田宏子

監事 田沼克彦

3 本法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成15年6月30日とする。

4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款に関わらず、設立総会で定めるものとする。

5 本法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成15年3月31日とする。

6 本法人の設立当初の会費はこの定款の規定に関わらず、次に掲げる金額とする。

(1) 正会員 年会費 5,000円

(2) 賛助会員 年会費 1口を2,000円とし、個人は1口以上、法人は5口以上とする。